

ぼれぼれ中和 地域密着型通所介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ひまわりの会が開設する指定地域密着型通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護事業の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員又は看護職員（以下「職員等」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活リハビリ及び必要な日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るための援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ぼれぼれ中和
- (2) 所在地 橿原市大久保町332番2号ヴィラたかまつ1階101地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（兼務） 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定地域密着型通所介護の提供に当たる。
- (2) 従業者 生活相談員1名以上、介護職員・看護職員のうち1名以上、機能訓練指導員1名の職員をおく。
(生活相談員又は介護職員のうち1名常勤)
従業者は地域密着型通所介護の提供に当たる。
- (3) 事務職員 1名（非常勤職員）
必要な業務を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする

- (1) 営業日 月～日曜日（但し年末年始12/31～1/2は休業）
- (2) 午前8時30分から午後5時30分（サービス提供時間は午前9時15分から午後4時30分）までとする。なお、必要な時間外営業を行う。

(定員)

第6条 指定地域密着型通所介護の定員は10名とする。

(地域密着型通所介護の内容)

第7条 指定地域密着型通所介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 生活指導（相談・援助）
- (2) 日常生活動作訓練
- (3) 食事の提供サービス
- (4) 入浴サービス
- (5) 居宅と事業者間の送迎サービス

(地域密着型通所介護の利用料等)

第8条 地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額によるものとし、当該地域密着型

通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額とする。

2 その他の費用

昼食費(おやつ込み)840円、介護食は1食につきプラス100円、教養娯楽費300円、理美容費 実費
給付対象外利用基本料(15分)700円、キャンセル料840円

おむつ代 尿取りパット 50円、フラット 70円、パンツタイプ 130円、テープタイプ 170円

上記の他、外食代・喫茶代・入場料・駐車料等は実費をいただきます。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従事者等は、地域密着型通所介護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 事業者は、非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。

2 防火救出訓練計画により年2回の訓練の実施とともに、避難・救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止)

第11条 事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止の為に、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を遵守します。ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行いません。

2 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者等に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等の禁止)

第12条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(苦情解決)

第13条 提供した地域密着型通所介護事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

(通常の事業の実施区域)

第14条 通常の事業の実施区域は榎原市とする。

(その他の運営についての留意事項)

第15条 事業所は、通所介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、勤務体制を整備する。

(1) 採用時研修 (採用後3カ月以内に実施)

(2) 継続研修 年12回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後にお

いてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 本事業所は、サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社ひまわりの会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年5月22日から施行する。

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

この規程は、平成20年8月1日から施行する。

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する

この規程は、平成25年6月1日から施行する

この規程は、平成29年11月1日から施行する

この規程は、平成30年4月1日から施行する

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

この規程は、令和5年11月1日から施行する。

この規程は、令和7年3月1日から施行する。